

平成30年6月15日

## 川崎市南部地域療育センターにおける行政処分について

当法人が指定管理者として運営を受託しております川崎市南部地域療育センターにおいて発生しました不祥事について、川崎市の指導監査を受けておりましたが、5月30日付で市より、対象2事業の全部の効力を3か月間停止するという行政処分を受けました。それに伴い、対象期間11ヶ月間の課徴金を含む給付費の全額返還及び利用者への利用料返還も命じられております。

川崎市南部地域療育センターをはじめ、各施設のご利用者、関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけするとともに、指定管理施設受託法人として皆様の信頼を損なう事態となり、大変申し訳ございません。心よりお詫び申し上げます。

南部地域療育センターをご利用されている児童、及びこの3月に卒園された児童の保護者の皆様にはお知らせを配布し、お詫びと今後についてのご報告をしておりますが、処分期間中においてもご利用者にご迷惑が及ばないようにサービス提供は継続させていただきます。

また、現在法人及び南部地域療育センターに検証委員会を設置し、今回の事案の検証と再発防止について検討中でございます。このたびの行政処分を厳粛に受け止め、コンプライアンス及びガバナンスの強化を図るなど、ご利用者、関係者の皆様からの信頼回復に向け全力をあげて法人改革を進めてまいります。

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

理事長 成田 哲夫